

令和6年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

(1) 意見提出者数 4名、2団体 (2) 意見項目数 11件

NO.	御意見の内容	市の考え方
【監視指導計画全体】		
1	<p>1ページから10ページ迄、「令和5年度食品衛生監視指導計画」と文言はほとんど同じで写真も同じです。今年度は監視指導に全く新たな視点での取り組みが無いように見えます。検体数も昨年度踏襲です。しかしながら、11ページ(2)、12ページ(2)で食肉等の検査は昨年度に比べ検体数を増やすなど取り組みに前進がみられます。せっかくの取り組みが市民にも伝わるよう、年度の重点的な取り組みを分かりやすく書くようご検討ください。</p>	<p>食品等の検査の検体数及び検査項目については、国内外の食品衛生動向（近年の違反事例等）の情報を収集し、必要な検査を精査しています。また、監視指導の内容については、直近の食中毒の発生状況等を踏まえて、変更の必要性について検討しています。なお、業務において撮影した写真には法人及び個人情報も写ってしまう可能性があるため、掲載できるものが限られています。業務内容によっては更新が難しいものもありますが、必要に応じて更新できるよう努めてまいります。</p>
【Ⅲ 監視指導の実施】（6ページ）		
2	<p>HACCPに沿った衛生管理に一段の注力を。令和3年6月1日より管理に着手済。定着と振り返りのため、具体的にどう行うか。具体策を示してほしい。</p>	<p>HACCPに沿った衛生管理の適切な運用については、食品衛生監視員による施設立ち入りにおいて記録等の確認やヒアリングを行うと共に、必要な助言・指導を行い、HACCPの適切な運用、定着を図っております。また、食品関係団体と連携し、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を通じて、衛生管理の向上を図ってまいります。これらの啓発指導を継続して行うことにより、事業者による衛生管理の確実な実施を支援してまいります。</p>

令和6年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

【Ⅲ 監視指導の実施】（7ページ）		
3	鳥インフルが令和5年11月、埼玉県でも発生しているが、食中毒対策で夏季と年末に行っている一斉監視に加え、「緊急監視」を行ったらどうか。（高齢者、乳幼児等成果が出ている内容、関係団体の従業員の手洗・加熱・消毒等）	鳥インフルエンザウイルスについては、通常、ヒトに感染することはなく、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトに感染したという事例の報告はありません。ウイルスは熱に弱く、食中毒予防の観点からも鶏肉等の十分な加熱が対策とあることから、令和6年度においても引き続き食肉の十分な加熱等を重点監視指導事項として位置づけ、食品等事業者に対して適切に指導するとともに、消費者向けに情報提供いたします。 （参考）厚生労働省「鳥インフルエンザに関する Q&A」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/qa.html
4	ラベル誤貼付、消費期限誤り、アレルギー表示欠落について、適切な商品表示（衛生事項）の確保に注力してほしい（ネットワーク推進員の活用）。	消費期限やアレルギー表示等の重要性も含め、正しい食品表示の実施について指導を行ってまいります。
【Ⅲ 監視指導の実施】（8ページ）		
5	指導計画作成に当たり、コンプライアンスを厳守しない施設については年2回以上の立ち入り検査を行い、書類を含め細かく詳しく点検してください。	監視指導の頻度については、施設の規模や特性に応じた最低限の回数をお示ししています。各施設の衛生管理状況等を踏まえ、必要に応じて監視指導を実施してまいります。

令和6年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

【IV 食品等の検査】（12ページ）		
6	3（3）動物用医薬品等の適正使用に係る検査について、今年度は動物用医薬品の基準値越えの事案も出ており、見逃し等無いようしっかりした検査と監視指導をご検討ください。	<p>獣畜への動物用医薬品等の使用については、薬機法や飼料安全法において規制されているところですが、ご指摘のとおり国内の畜産物において、食品衛生法における残留基準値を超過する事例も生じており、当該検査等の実施により食肉の安全性確保に向けて努めてまいります。</p>
【VII 消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供】（14ページ）		
7	4「食の安全市民ネットワーク推進員」との連携について、令和5年度に比べ推進員の数が増えています。令和6年度においては新たな推進員を増やすための「食の安全・安心市民講習会」の回数を増やすようご検討ください。	<p>食の安全市民ネットワーク推進員は、さいたま市食の安全・安心市民講習会の修了証を授与された者のうち、協力が得られた方に委嘱しております。講習会会場の都合上、募集時には30名としておりますが、それより多くの応募があった場合でも皆様に受講いただいております。今後も応募者の増加に対応可能な会場や内容等を精査してまいります。また、修了者の多くの方に御理解が得られるよう努めてまいります。</p>
8	5「みんなで学ぼう！食品衛生」の開催について、とても良い取り組みだと思っておりますが、開催時の参加人数が少なすぎます。複数日で開催するなど多くの市民が参加できるようご検討ください。	<p>受入れ施設の許容人数及び安全面に配慮し、保健所職員がサポート出来るよう、参加人数を限っておりますが、より多くの市民に参加していただけるような方法を検討してまいります。</p>
9	6「サイエンスラボ」の開催について、食の安全の正しい知識を得るうえでとても良い取り組みだと思っておりますが、参加できる人数が少なすぎます。多くの子供たちやその親が参加できるよう複数日で開催するなどご検討ください。	<p>会場の許容人数や、薬品や器具等を使用する際に危険がないよう複数の職員でサポートしているため、1回あたりの人数を限っておりますが、より多くの市民に参加していただけるような方法を検討してまいります。</p>

令和6年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

【Ⅶ 消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供】（15ページ）		
10	意見交換と市民への情報提供について、食をめぐる動きはフードテックと呼ばれる新たな取り組みやゲノム編集などめまぐるしく変化しています。また、インターネット上で流れる健康食品による被害も増加しています。食の安全について市民が正しい知識を持てるよう情報発信やリスクコミュニケーション、市民との意見交換の場を増やすよう要望いたします。	コロナ禍で実施できなかった集合形式での講演会や意見交換会について令和4年度から再開しており、令和6年度も実施する予定としておりますので、市民のニーズを踏まえた内容となるよう検討いたします。市民の皆様に御理解いただき、安心につながられるよう、引き続き情報発信やリスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。
【Ⅷ 人材の育成】（16ページ）		
11	食品衛生監視指導計画の実施にあたっては人口も多く店舗数も多いさいたま市です。 十分な体制がとれるよう人員の確保を要望いたします。	法改正により対象施設が増加すると共に、きめ細かな対応が必要となっていることから、必要に応じて人員及び体制を要望するとともに食の安全・安心の確保のため、効果的・効率的に事業に取り組んでまいります。